

もんじゅ廃炉 提訴へ

規制委相手取り 福井・京都住民ら

日本原子力研究開発機構の高速増殖原型炉「もんじゅ」（福井県敦賀市）について、原子力機構には安全に運転する能力が欠落しているとして、福井県や京都府の住民らが原子力規制委員会を相手取り、もんじゅの設置許可を取り消すよう求める訴えを年内にも東京地裁に起こす。原告側代理人となる弁護士や住民らが8日午後、福井市と東京・霞が関で会見を開いた。

上昇中に、2次主冷却系配管からナトリウムが漏れ、火災事故が起きて8日で20年。原告になる京都市の環境保護団体代表アイリーン・美緒子・スミスさん(65)は「エネルギー政策上、もんじゅが意味のない炉であることが証明されたシンボリック(象徴的)な日を会見に選んだ」と話す。もんじゅは2010年の炉心確認試験を除き、動いていない。今回の訴訟では、もんじゅは1983年に設置許可

を受けて以降、研究開発の事業費は1兆円を超え、運転していない現在も莫大な予算が組まれているが、ほとんど発電できていないと指摘。原子炉等規制法に規定される試験研究用原子炉を設置するために必要な技術的能力が原子力機構にはなかったとして、もんじゅの設置許可取り消し(廃炉)を原子力規制委員会に義務づけるよう求める。

原子力機構については、12年にももんじゅで機器の点検漏れが発覚。13年に規制委から運転再開準備を禁じる命令を受けたが、15年にも機器の保守管理の不備が表面化。規制委は11月、もんじゅの運営主体を代えるよう文部科学相に勧告し

た。もんじゅをめぐることは、住民らが原子炉の設置許可無効を求めた行政訴訟があり、03年の名古屋高裁金沢支部判決で住民側が勝訴。だが、05年の最高裁判決は住民側が一転敗訴した。